

件名	松前町公立学校管理規則及び松前町立幼稚園管理規則の一部を改正する規則
主管課	学校教育課
関係課	
改正対象	松前町公立学校管理規則（平成16年松前町教育委員会規則第2号） 松前町立幼稚園管理規則（平成16年松前町教育委員会規則第4号）
根拠法令等	
改正理由	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施した松前町立学校及び松前町立幼稚園の一斉臨時休業が長期間に及んだため、不足する授業時間数を確保するため。
改正の主な内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために実施した松前町立学校及び松前町立幼稚園の一斉臨時休業が長期間に及び、不足する授業時間数を確保し、児童生徒の教育時間に充てるため、令和2年度に限り夏季休業期間を変更する旨、附則に規定する。
施行日	令和2年7月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p> <p><u>一斉臨時休業期間（令和2年5月25日現在）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年3月4日（水）～同月25日（水）（小中学校のみ）</li> <li>・ 4月10日（金）～5月24日（日）（小中学校） （5月11日～同月22日まで 分散登校）</li> <li>・令和2年4月14日（火）～5月24日（日）（幼稚園）</li> </ul> <p><u>夏季休業期間中の授業期間</u></p> <p>（小中学校） 令和2年7月21日（火）～同月31日（金） 令和2年8月24日（月）～同月31日（月）</p> <p>（幼稚園） 令和2年7月21日（火）～同月31日（金）</p>	